

Ⅱ 新庁舎の規模・配置

2 計画地の検討

新庁舎の位置については、将来的なまちづくりの視点に立って、市民利便性や機能性の高い複合的な役割を担う施設とするため、次の点に留意して候補地を選定していきます。

(1) 防災拠点としての機能が発揮できること

- ① 災害想定区域でないこと
(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、河川浸水想定区域など)
- ② 災害時に周囲へのアクセスが寸断され孤立する恐れがないこと
- ③ 災害時にライフライン施設の確保や復旧がしやすいこと (電気、水道、通信等)
- ④ 災害時に関係機関と連携が取りやすいこと (消防、病院、警察等)

(2) 交通利便性がよいこと

- ① 市内各所からの交通アクセスがよいこと (道路網)
- ② 市外からのアクセスも含め公共交通網が確保されていること (バス路線)
- ③ 安全かつ必要十分な駐車スペースを確保できること

(3) 他の施設や組織等との有機的な活用が期待できること

- ① 近接する他公共施設との複合的な利用による相乗効果が期待できること
- ② 市行政に係る機関や団体等との連携において有機的な活用が期待できること

(4) 地域への波及効果が期待できること

- ① 来庁者にとって庁舎周辺での利便性が高いこと (病院、商店、飲食店、金融機関等)
- ② 市民が立ち寄り易い立地にあり、交流・情報スペースを確保できること
- ③ 地域のにぎわいへのつながりを期待できること

(5) コスト面で将来負担が低いこと

- ① 庁舎建設費用は、必要な機能を考慮した上で総事業費の抑制が図られること
- ② 建設費用のみならず、管理費も含めたライフサイクルコストの縮減につながる
- ③ 将来のまちづくりとして、周辺整備も含めコストの低減につながるものであること